

ピクテ・インカム・アルファ・ファンド (毎月分配型)

愛 称 インカム・アルファ

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書(請求目論見書)

2025.9.11

ピクテ・ジャパン株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本目論見書により行う「ピクテ・インカム・アルファ・ファンド(毎月分配型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月10日に関東財務局長に提出しており、2025年9月11日にその届出の効力が生じております。

発 行 者 名 : ピクテ・ジャパン株式会社

代 表 者 の 役 職 氏 名 : 代表取締役社長 萩野 琢英

本 店 の 所 在 の 場 所 : 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

有価証券届出書の写し
を縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
1【ファンドの性格】	3
2【投資方針】	7
3【投資リスク】	9
4【手数料等及び税金】	12
5【運用状況】	15
第2【管理及び運営】	19
1【申込(販売) 手続等】	19
2【換金(解約) 手続等】	20
3【資産管理等の概要】	21
4【受益者の権利等】	22
第3【ファンドの経理状況】	23
1【財務諸表】	25
2【ファンドの現況】	38
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	38
第三部【委託会社等の情報】	40
第1【委託会社等の概況】	40
1【委託会社等の概況】	40
2【事業の内容及び営業の概況】	40
3【委託会社等の経理状況】	40
4【利害関係人との取引制限】	57
5【その他】	58

< 添付 >

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピクテ・インカム・アルファ・ファンド(毎月分配型)

(愛称として「インカム・アルファ」と称する場合があります。以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社であるピクテ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円*を上限とします。

※受益権1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権口数で除した金額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示しています。基準価額は、組入れた有価証券等の値動きにより日々変動します。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社 電話番号03-3212-1805(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイト<https://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「アルファ」)。

(5)【申込手数料】

3.3%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を発行価格に乘じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

詳しくは、販売会社にてご確認ください。

自動購入サービス契約*を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2025年9月11日から2026年3月10日までとします。

なお、申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本支店等において申込みの取扱いを行います。販売会社については、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社 電話番号03-3212-1805(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイト<https://www.pictet.co.jp>)までお問い合わせください。

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに申込代金(申込金額(発行価格×申込口数)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額)を支払うものとします。各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託の行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください(販売会社については、「(8)申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください)。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドは、投資信託証券に投資を行い、主に日本を含む世界各国の株式およびソブリン債券に投資することにより安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。信託金の限度額は1兆円です。

② ファンドの商品分類※は、追加型投信／内外／資産複合です。

※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

＜商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産
追加型	内外	資産複合

＜属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり
債券 一般	年2回			
公債	年4回			
社債	年6回(隔月)			
その他債券 クレジット属性	年12回(毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々			
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券)))	その他			
資産複合				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜ファンドが該当する商品分類の定義＞

商品分類	定義
単位型・追加型	追加型投信
投資対象地域	内外
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合

＜ファンドが該当する属性区分の定義＞

属性区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券)))
決算頻度	年12回(毎月)
投資対象地域	グローバル (日本を含む)
投資形態	ファンド・オブ・ ファンズ

為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
-------	----	--

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注) ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<https://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

③ ファンドの特色

a 主に先進国の高配当利回りの資産株と先進国のソブリン債券に投資します

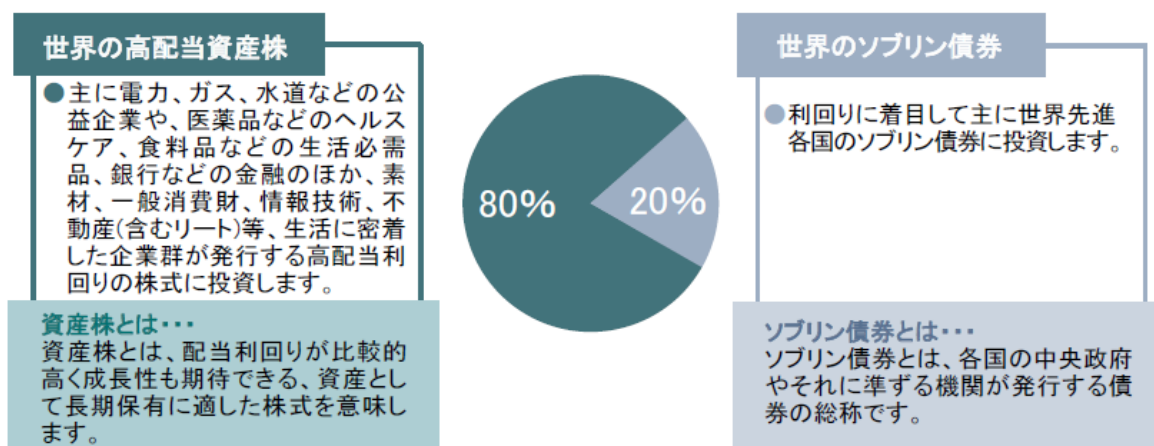
○世界各国からインカムを獲得するために、主に世界の高配当利回りの資産株とソブリン債券に投資します。世界の高配当資産株に世界のソブリン債券を加えることで、プラス・アルファの安定感を目指します。

○基本資産配分は、世界の高配当資産株80%、世界のソブリン債券20%です。*

※2025年9月10日現在の資産配分方針であり、委託会社が各資産の収益とそのリスク見通しを分析し適宜変更するため、今後、変更される可能性があります。また、資金動向等により世界のソブリン債券の比率が大きく低下する場合があります。

○株式と債券にバランスよく分散投資することで、安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を目指します。

基本資産配分



※上図はあくまでファンドの基本資産配分と投資対象についてご理解いただくためのイメージ図です。2025年9月10日現在の運用方針に基づいており、基本資産配分は今後変更される場合があります。また、実際の配分比率は必ずしも基本資産配分のようになるとは限りません。実際の投資にあたっては、上記の株式やソブリン債券すべてに投資するわけではなく、またこれら以外にも投資することがあります。

b 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します

○特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資することでリスクの低減を図ります。

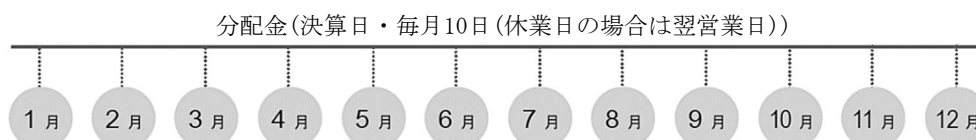
○通貨分散を考慮してポートフォリオを構築します。

○実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。

c 毎月決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います

○毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います。

－ 毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

○分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

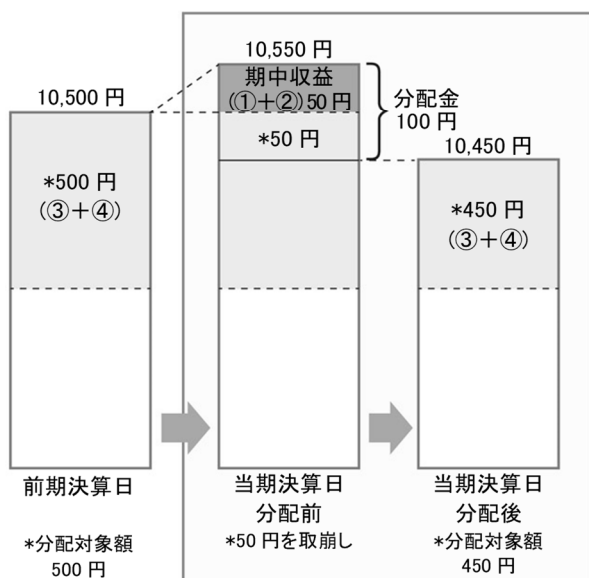
投資信託で分配金が支払われるイメージ



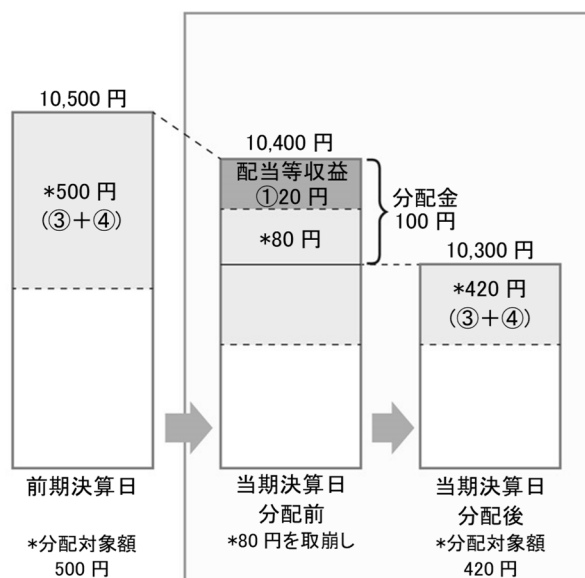
○分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

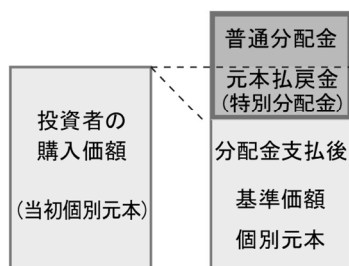


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

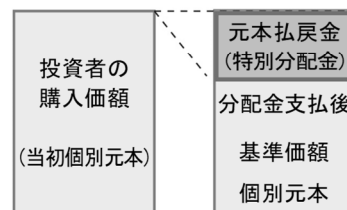
○投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

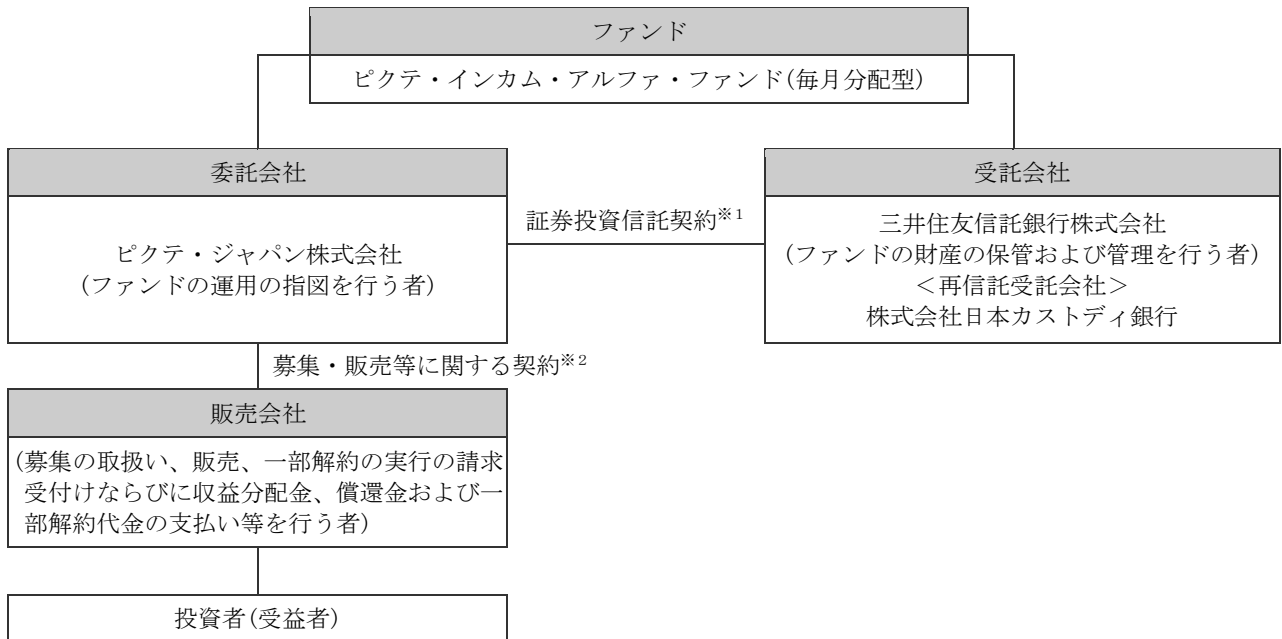
※資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2007年6月25日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

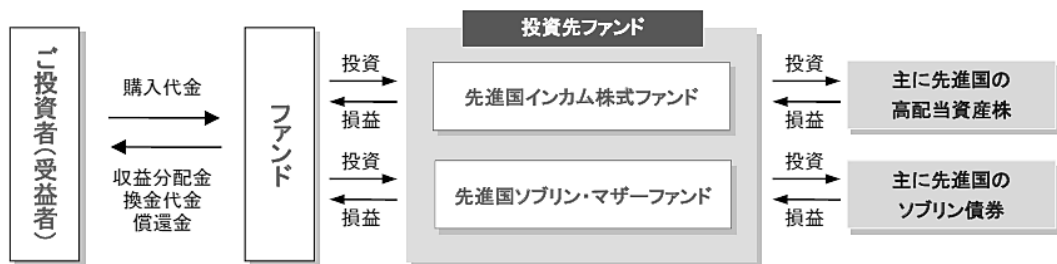
① 委託会社およびファンドの関係法人



※1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。

※2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

○ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、「先進国インカム株式ファンド」および「ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド」の各投資信託に投資を行います。各投資先ファンドの概要につきましては、後記をご覧ください。



② 委託会社の概況(2025年6月末日現在)

- ・ 資本金：2億円
- ・ 沿革：1981年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
1986年 ピクテジャパン株式会社設立
1987年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
1997年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
1997年 投資信託委託業務の免許取得
2011年 大阪事務所開設
2022年 ピクテ・ジャパン株式会社に社名変更
現在に至る
- ・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アセット・マネジメント・ホールディング・エス・エイ	スイス連邦 1227 ジュネーブ カルージュ アカシア通り60	普通株式 800株 A種優先株式 763株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

ファンドは、投資信託証券に投資を行い、主に日本を含む世界各国の株式およびソブリン債券に投資することにより安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

② 投資態度

a 投資信託証券への投資を通じて、主に日本を含む世界各国の株式およびソブリン債券に投資することにより安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

b 投資信託証券への投資配分については、委託会社が各資産の収益とそのリスク見通しを分析し適宜変更します。

c 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。

d 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

③ ファンドは、主に先進国の高配当資産株に投資する投資信託証券および主に先進国のソブリン債券に投資する投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(a)有価証券

(b)金銭債権((a)および(c)に掲げるものに該当するものを除きます。)

(c)約束手形((a)に掲げるものに該当するものを除きます。)

b 次に掲げる特定資産以外の資産

(a)為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の投資信託証券および有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

a ルクセンブルグ籍外国証券投資信託

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型受益証券
(Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund P Distribution Units)

b 内国証券投資信託(マザーファンド)

ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド受益証券

c 短期社債等

d コマーシャル・ペーパー

e 外国または外国の者の発行する証券または証書で、cおよびdの証券または証書の性質を有するもの

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

a 預金

b 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

c コール・ローン

d 手形割引市場において売買される手形

④ ②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③のaからdまでに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他

a 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額と組入投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する組入投資信託の時価総額に組入投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

⑥ 投資先ファンドの概要

a ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型受益証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資信託／円建て
主な投資方針	・主に先進国の高配当資産株に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。 ・投資対象とする資産株の業種は、電力、ガス、水道に加え、電話、通信、運輸、廃棄物処理、エネルギーなどの公益企業や、ヘルスケア、生活必需品、金融などです(ただし、これらに限定しません)。

	・上場株式への分散投資を基本とします。
関係法人	管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ 保管受託銀行：バンク・ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エイ・ジー ルクセンブルグ支店 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社：ファンドパートナー・ソ リューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬等合計：純資産総額の年率0.6% (内訳、その他の費用につきましては後記「4 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等」をご覧ください。)
決算日	毎年12月31日

※本書において上記ファンドを「先進国インカム株式ファンド」という場合があります。

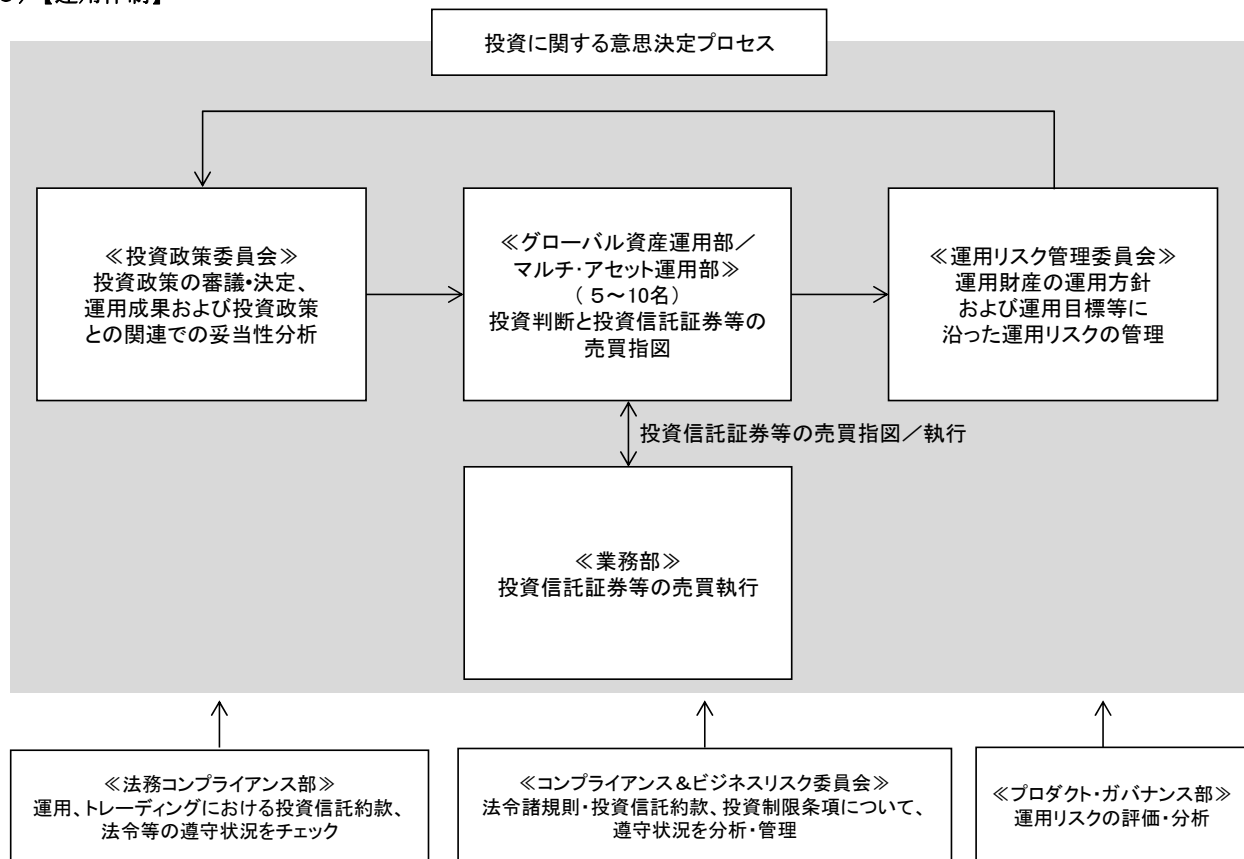
※上記投資対象ファンドにおいて、日々の純流出入額が当該投資対象ファンドの純資産額の一定割合を超える場合、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。また、市場の流動性が著しく悪化した場合などには、購入・換金時に信託財産留保額が購入価格に付加または換金価格から控除されることがあります。

b ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド 受益証券

形態／表示通貨	内国証券投資信託(マザーファンド)／円建て
主な投資方針	・主として先進国のソブリン債券に投資し、安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ・投資にあたっては、利回りに着目し、地域別および国別、銘柄別に分散を図ります。
関係法人	委託会社：ピクテ・ジャパン株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行) 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメン ト・リミテッド
主な費用	信託報酬はありません。
決算日	毎年12月27日(休業日の場合は翌営業日)

※本書において上記ファンドを「先進国ソブリン・マザーファンド」という場合があります。

(3) 【運用体制】



- ・投資政策委員会において、投資政策が審議・決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部において、運用・トレーディングの状況、資産の組入れの状況ならびに投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス&ビジネスリスク委員会において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。プロダクト・ガバナンス部において、運用リスクの評価・分析を行い、運用リスク管理委員会において、運用財産の運用方針および運用目標等に沿って運用リスクの管理が行われます。投資政策委員会においては、

前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。

- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

※運用体制は、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

- ① 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - a 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - b 収益分配金額は、利子・配当等収益の水準および基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
 - c 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - b 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- ④ ファンドの決算日
毎月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- ⑤ 収益分配金のお支払い
収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。
「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- ① 投資信託証券への投資割合(投資信託約款)
制限を設けません。
- ② 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資(投資信託約款)
行いません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款)
制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。また、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 資金の借入れ(投資信託約款)
 - a 委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - c 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。
ファンドは、実質的に株式や公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式や公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む

ことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

① 基準価額の変動要因

- a 株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)
 - ・ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。
 - ・株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
- b 公社債投資リスク(金利変動リスク、信用リスク)
 - ・ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。
 - ・金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。
 - ・信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。
- c 為替変動リスク
 - ・ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
 - ・円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。
- d 有価証券先物取引等に伴うリスク
 - ・組入投資信託において有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は間接的に有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。
- e 流動性リスク
 - ・市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、ファンドおよび投資先ファンドにおいて機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額に影響を受け損失を被ることがあります。
- f 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク
 - ・解約によるファンドの資金流出に伴い、ファンドおよび投資先ファンドにおいて保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

② その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ルクセンブルクの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
- ・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

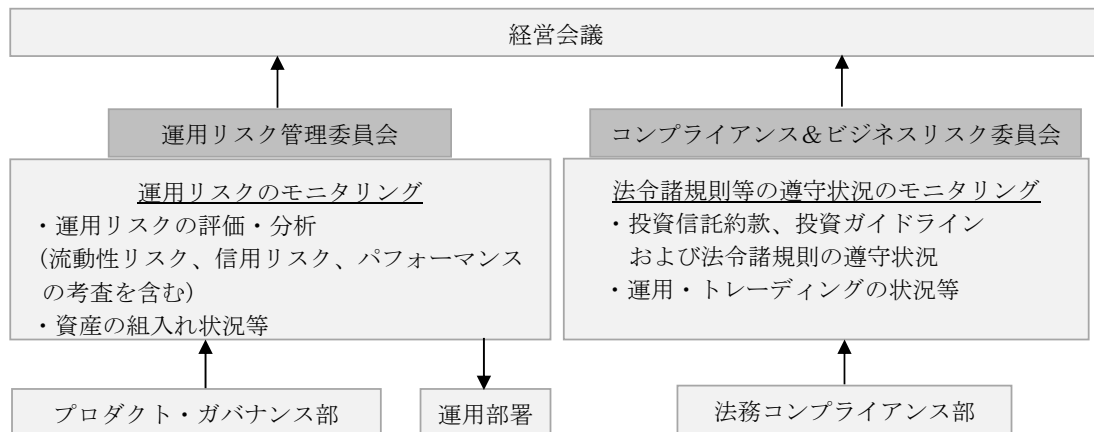
(2) リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

- ファンドの運用におけるリスクの評価・分析(流動性リスク、信用リスク、パフォーマンスの考査を含みます。)および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署とは異なる部署で行います。
- モニタリングの結果は、上記部署により定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス&ビジネスリスク

委員会へ報告されるとともに、必要に応じて経営会議へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ社内規程に定められた緊急時対応の要請や問題改善の指示または提案等を行います。

＜リスクの管理体制図＞

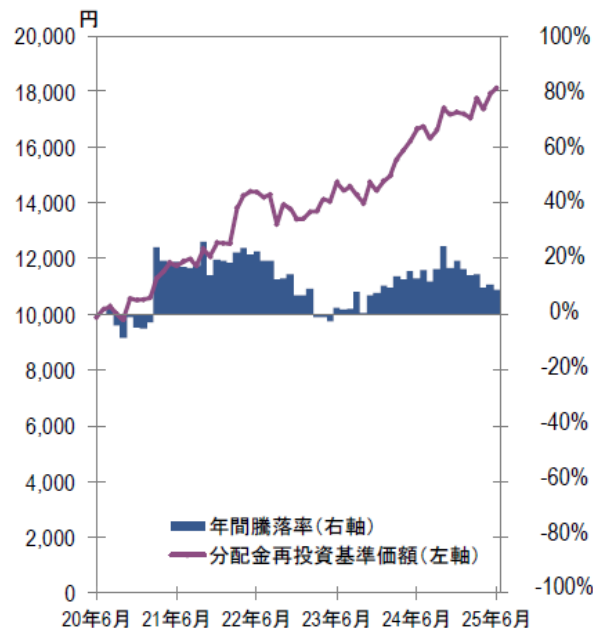


※リスクの管理体制は、今後変更される場合があります。

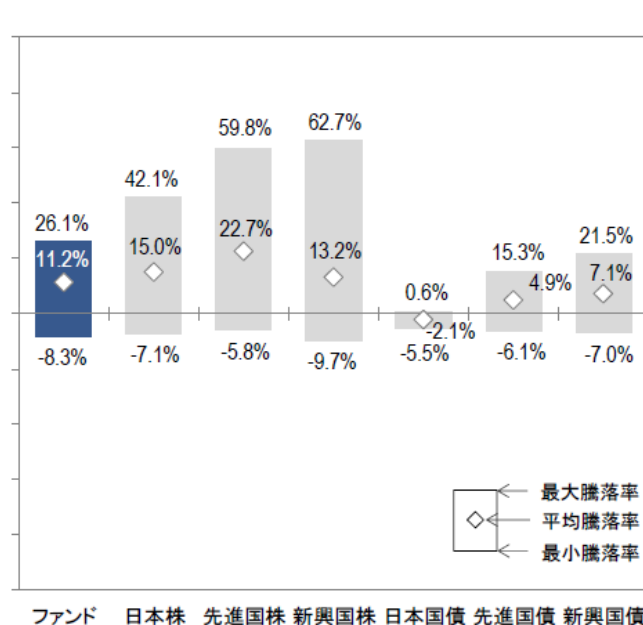
<参考情報>

ファンドの年間騰落率

および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※ (2020年7月～2025年6月)



上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(注)「分配金再投資基準価額」とは、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なります。

※対象期間の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

<各資産クラスの指数>

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株 MSCI コクサイ指数(税引前配当込み、円換算)
新興国株 MSCI エマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)
日本国債 NOMURA-BPI 国債
先進国債 FTSE 世界国債指数(除く日本、円換算)
新興国債 JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド(円換算)
(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

上記各指数について

■東証株価指数(TOPIX)(配当込み): 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)に帰属します。JPXは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。JPXは同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
■MSCIコクサイ指数(税引前配当込み): MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
■MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み): MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
■NOMURA-BPI国債: NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。
■FTSE世界国債指数(除く日本): FTSE世界国債指数(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド: JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.3%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を発行価格に乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。

申込手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払う手数料です。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.21%(税抜1.1%)の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

＜信託報酬の配分(税抜)および役務の内容＞

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.4%	年率0.65%	年率0.05%
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

上記の信託報酬は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

なお、委託会社の信託報酬には、マザーファンド(ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド)の運用指図に関する権限の委託に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

＜投資先ファンドに係る報酬＞

先進国インカム株式ファンド

管理報酬：純資産総額の年率0.35%

サービス報酬：純資産総額の年率0.1%

保管受託銀行報酬：純資産総額の年率0.15%

先進国ソブリン・マザーファンド

信託報酬はありません。

※上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。

ファンドの信託報酬率に投資先ファンドに係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、最大年率1.69%(税込)程度となります。

※ファンドの信託報酬1.21%+(先進国インカム株式ファンド報酬率0.6%×投資比率80%)

(注)この値は、前記「ファンドの特色」に記載の基本資産配分を前提とした目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。また、資金動向等により先進国インカム株式ファンドの組入比率が前記の基本資産配分比率を上回ることがあり、実際の信託報酬率が前記の概算値を上回る場合があります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報その他法令により必要とされる書類等の作成、届出、交付、提供に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.055%(税抜0.05%)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。

ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。なお、投資先ファンドに係る申込み・買戻し手数料はありません。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

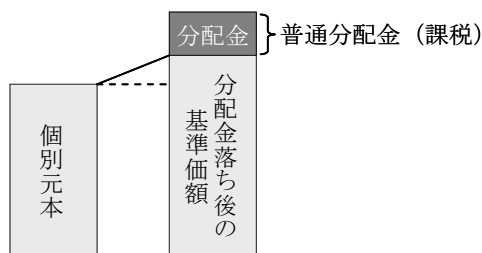
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

<収益分配金の課税>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

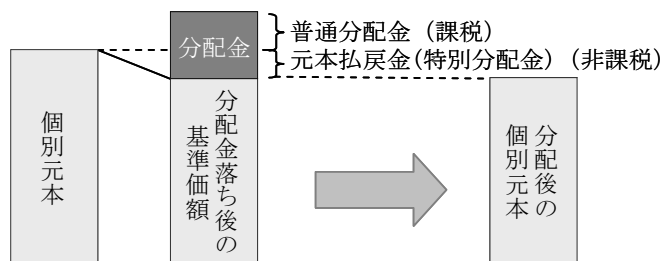
- ① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

<イメージ図>



- ② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- ③ なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>



<個別元本について>

- ① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(元本払戻金(特別分配金)については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください)。

<解約時および償還時の課税>

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

<個人の受益者に対する課税>

- ① 収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます)。
- ② 解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、以下のとおりとなります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

期間	税率
2014年1月1日から 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

＜法人の受益者に対する課税＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります（地方税の源泉徴収はありません）。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
2014年1月1日から 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 ※上記は、2025年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書の対象期間（2024年12月11日～2025年6月10日）におけるファンドの総経費率（年率換算）は以下のとおりです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.80%	1.21%	0.59%

※ファンドについては、対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。
 ※投資対象とする投資信託（以下、投資先ファンド）の費用については、その他費用(②)に含めています。なお、ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。
 ※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。また、投資先ファンドにおいて総経費率に含まれない費用が存在します。
 ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
 ※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下の運用状況は2025年6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	786,869,200	79.55
親投資信託受益証券	日本	195,778,703	19.79
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	6,519,531	0.66
合計（純資産総額）		989,167,434	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ピクテ・グローバル・セレクト・ファンダー 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型	191,872.5191	4.094	785,526,093	4.101	786,869,200	79.55
2	日本	親投資信託受益証券	ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド	137,157,562	1.3996	191,965,723	1.4274	195,778,703	19.79

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	79.55
親投資信託受益証券	19.79
合計	99.34

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第17特定期間末（2015年12月10日）	2,434	2,447	5,847	5,877
第18特定期間末（2016年 6月10日）	2,128	2,140	5,402	5,432
第19特定期間末（2016年12月12日）	1,956	1,968	5,210	5,240
第20特定期間末（2017年 6月12日）	1,935	1,946	5,412	5,442
第21特定期間末（2017年12月11日）	1,837	1,847	5,420	5,450
第22特定期間末（2018年 6月11日）	1,476	1,485	4,671	4,701
第23特定期間末（2018年12月10日）	1,391	1,400	4,677	4,707
第24特定期間末（2019年 6月10日）	1,315	1,324	4,632	4,662
第25特定期間末（2019年12月10日）	1,269	1,277	4,573	4,603
第26特定期間末（2020年 6月10日）	1,181	1,189	4,320	4,350
第27特定期間末（2020年12月10日）	1,125	1,133	4,234	4,264
第28特定期間末（2021年 6月10日）	1,166	1,174	4,534	4,564
第29特定期間末（2021年12月10日）	1,104	1,112	4,421	4,451
第30特定期間末（2022年 6月10日）	1,218	1,225	5,210	5,240
第31特定期間末（2022年12月12日）	1,075	1,082	4,705	4,735
第32特定期間末（2023年 6月12日）	1,018	1,025	4,657	4,687
第33特定期間末（2023年12月11日）	957	963	4,565	4,595
第34特定期間末（2024年 6月10日）	1,011	1,017	4,977	5,007
第35特定期間末（2024年12月10日）	984	990	4,969	4,999
第36特定期間末（2025年 6月10日）	986	992	5,085	5,115
2024年 6月末日	1,022	—	5,045	—
7月末日	1,006	—	5,040	—
8月末日	971	—	4,879	—
9月末日	988	—	4,940	—
10月末日	1,022	—	5,143	—
11月末日	1,000	—	5,047	—
12月末日	997	—	5,037	—
2025年 1月末日	987	—	4,990	—
2月末日	970	—	4,921	—
3月末日	995	—	5,093	—
4月末日	962	—	4,951	—
5月末日	986	—	5,080	—
6月末日	989	—	5,108	—

（注）純資産総額は百万円未満切捨て。分配付きは、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第17特定期間	2015年 6月11日～2015年12月10日	180円
第18特定期間	2015年12月11日～2016年 6月10日	180円
第19特定期間	2016年 6月11日～2016年12月12日	180円
第20特定期間	2016年12月13日～2017年 6月12日	180円
第21特定期間	2017年 6月13日～2017年12月11日	180円
第22特定期間	2017年12月12日～2018年 6月11日	180円
第23特定期間	2018年 6月12日～2018年12月10日	180円
第24特定期間	2018年12月11日～2019年 6月10日	180円
第25特定期間	2019年 6月11日～2019年12月10日	180円
第26特定期間	2019年12月11日～2020年 6月10日	180円
第27特定期間	2020年 6月11日～2020年12月10日	180円

第28特定期間	2020年12月11日～2021年 6月10日	180円
第29特定期間	2021年 6月11日～2021年12月10日	180円
第30特定期間	2021年12月11日～2022年 6月10日	180円
第31特定期間	2022年 6月11日～2022年12月12日	180円
第32特定期間	2022年12月13日～2023年 6月12日	180円
第33特定期間	2023年 6月13日～2023年12月11日	180円
第34特定期間	2023年12月12日～2024年 6月10日	180円
第35特定期間	2024年 6月11日～2024年12月10日	180円
第36特定期間	2024年12月11日～2025年 6月10日	180円

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第17特定期間	2015年 6月11日～2015年12月10日	△4. 86
第18特定期間	2015年12月11日～2016年 6月10日	△4. 53
第19特定期間	2016年 6月11日～2016年12月12日	△0. 22
第20特定期間	2016年12月13日～2017年 6月12日	7. 33
第21特定期間	2017年 6月13日～2017年12月11日	3. 47
第22特定期間	2017年12月12日～2018年 6月11日	△10. 50
第23特定期間	2018年 6月12日～2018年12月10日	3. 98
第24特定期間	2018年12月11日～2019年 6月10日	2. 89
第25特定期間	2019年 6月11日～2019年12月10日	2. 61
第26特定期間	2019年12月11日～2020年 6月10日	△1. 60
第27特定期間	2020年 6月11日～2020年12月10日	2. 18
第28特定期間	2020年12月11日～2021年 6月10日	11. 34
第29特定期間	2021年 6月11日～2021年12月10日	1. 48
第30特定期間	2021年12月11日～2022年 6月10日	21. 92
第31特定期間	2022年 6月11日～2022年12月12日	△6. 24
第32特定期間	2022年12月13日～2023年 6月12日	2. 81
第33特定期間	2023年 6月13日～2023年12月11日	1. 89
第34特定期間	2023年12月12日～2024年 6月10日	12. 97
第35特定期間	2024年 6月11日～2024年12月10日	3. 46
第36特定期間	2024年12月11日～2025年 6月10日	5. 96

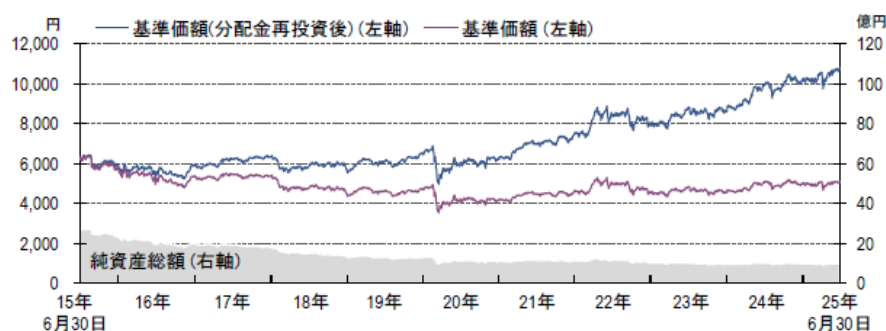
(注) 収益率の計算方法：(特定期間末の基準価額(当該期間の分配金を加算した額)－前特定期間末の基準価額(分配落ち))÷前特定期間末の基準価額(分配落ち)×100

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第17特定期間	7, 595, 494	210, 287, 030
第18特定期間	11, 734, 886	236, 736, 894
第19特定期間	10, 037, 728	193, 303, 450
第20特定期間	9, 288, 613	189, 189, 877
第21特定期間	7, 236, 937	193, 814, 823
第22特定期間	7, 597, 101	237, 532, 311

第23特定期間	6, 999, 775	192, 149, 732
第24特定期間	9, 536, 002	143, 701, 939
第25特定期間	22, 505, 278	87, 643, 908
第26特定期間	23, 584, 604	63, 685, 009
第27特定期間	15, 137, 979	92, 144, 807
第28特定期間	14, 825, 017	99, 076, 585
第29特定期間	45, 330, 493	120, 389, 333
第30特定期間	18, 051, 595	177, 682, 884
第31特定期間	44, 023, 663	97, 654, 869
第32特定期間	9, 870, 339	108, 125, 578
第33特定期間	23, 815, 967	114, 090, 237
第34特定期間	53, 030, 404	117, 194, 750
第35特定期間	20, 595, 827	72, 096, 118
第36特定期間	8, 105, 750	48, 645, 411

基準価額・純資産の推移



※基準価額および基準価額（分配金再投資後）は、1万口当たり、運用管理費用（信託報酬）控除後です。
 ※基準価額（分配金再投資後）は、上記期間中において、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

分配の推移

（1万口当たり、税引前）

決算期	分配金
第1期～第210期(計)	6,300 円
第211期 25年 2月	30 円
第212期 25年 3月	30 円
第213期 25年 4月	30 円
第214期 25年 5月	30 円
第215期 25年 6月	30 円
直近1年間 累計	360 円
設定来 累計	6,450 円

主要な資産の状況

資産別構成比

資産名	構成比
1 先進国インカム株式ファンド	79.5%
2 先進国ソブリン・マザーファンド	19.8%
3 コール・ローン等、その他	0.7%
合 計	100.0%

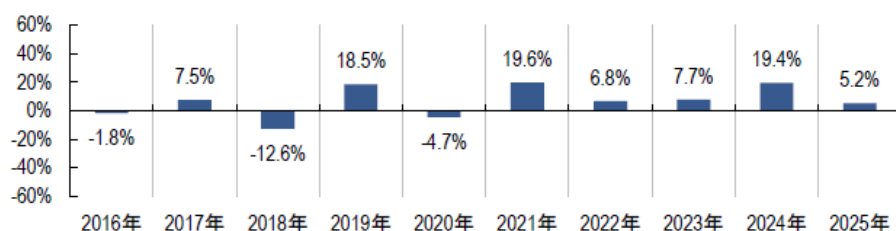
投資先ファンドの状況

組入上位 5 銘柄

株式部分(先進国インカム株式ファンド)					債券部分(先進国ソブリン・マザーファンド)			
銘柄名	国名	業種名	構成比		組入国債	利率	償還日	構成比
1 センターポイント・エナジー	米国	総合公益事業	4.7%		1 ドイツ連邦債	2.400%	2030.11.15	2.9%
2 ウィリアムズ・カンパニーズ	米国	石油・ガス・消耗燃料	4.6%		2 米国国債	4.250%	2034.11.15	2.3%
3 空港・航空管制公団(AENA)	スペイン	運送インフラ	4.6%		3 米国国債	3.750%	2028.04.15	2.0%
4 イタリア電力公社	イタリア	電力	4.5%		4 米国国債	1.250%	2028.03.31	2.0%
5 SSE	英国	電力	4.4%		5 米国国債	1.875%	2032.02.15	1.9%

組入上位 5 銘柄の構成比は、各投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

年間収益率の推移



※税引前分配金を再投資したものと計算しています。
 2025年は6月30日までの騰落率を表示しています。
 ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
 最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<申込手続き>

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ルクセンブルクの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、取得申込みの受付は行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。
- ・原則として、取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。

- ・取得申込みの際には、販売会社所定の方法で申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の2コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

- ・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約※」を締結していただきます。
- ・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約※」を締結することができる場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

＜申込単位＞

- ・販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。
- ・自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

＜発行価格＞

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

- ・3.3%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を発行価格に乗じて得た額とします(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます)。

※詳しくは、販売会社にてご確認ください。

＜払込期日、払込取扱場所＞

- ・申込代金は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに当該販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

＜換金手続き(解約請求)＞

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。ただし、ルクセンブルグの銀行、ロンドンの銀行の休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、解約請求の受付けは行いません。
- ・原則として、解約請求に係る販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

＜解約価額＞

- ・解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額は、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社 電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイト<https://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「アルファ」)。

＜解約手数料＞

- ・ありません。

＜信託財産留保額＞

- ・ありません。

＜解約代金のお支払い＞

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

＜大口解約の制限＞

- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価*して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口あたりに換算した価額で表示しています。

※ファンドの主要投資対象である内国投資信託証券については原則として計算日における基準価額で、外国投資信託証券については原則として計算時において知りうる直近の日の1口当たり純資産価格で評価します。

② 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

③ 基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社 電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイト<https://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「アルファ」)。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、2007年6月25日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 ①ファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2007年8月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。))が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① ファンドの償還条件等

- 委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、ファンドを償還させることができます。
- 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、ファンドは監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は投資信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

③ ファンドの償還等に関する開示方法

ファンドの償還または投資信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつファンドに係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は日本経済新聞に掲載します。

④ 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの償還または投資信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、このファンドの償還または投資信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または投資信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告は日本経済新聞に掲載します。

⑤ 運用状況に係る情報の提供

a 委託会社は、毎年6月、12月の決算時および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項に係る情報(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に定める情報をいいます。)をファンドに係る知れている受益者に提供します。

b 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める情報を、委託会社のホームページ(<https://www.pictet.co.jp>)に掲載します。ただし、受益者から書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いづれからでも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から支払われます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年12月11日から2025年6月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

ピクテ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・インカム・アルファ・ファンド(毎月分配型)の2024年12月11日から2025年6月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・インカム・アルファ・ファンド(毎月分配型)の2025年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ピクテ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ピクテ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

ピクテ・インカム・アルファ・ファンド(毎月分配型)

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2024年12月10日現在]	当期 [2025年 6月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,350,714	16,444,925
投資信託受益証券	778,753,486	785,526,093
親投資信託受益証券	194,008,179	191,965,723
未収利息	58	157
流動資産合計	992,112,437	993,936,898
資産合計	992,112,437	993,936,898
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,944,614	5,822,995
未払解約金	484,246	138,968
未払受託者報酬	43,753	42,732
未払委託者報酬	918,831	897,408
その他未払費用	43,744	42,726
流動負債合計	7,435,188	6,944,829
負債合計	7,435,188	6,944,829
純資産の部		
元本等		
元本	1,981,538,115	1,940,998,454
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△996,860,866	△954,006,385
(分配準備積立金)	199,181,852	181,901,748
元本等合計	984,677,249	986,992,069
純資産合計	984,677,249	986,992,069
負債純資産合計	992,112,437	993,936,898

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日	当期 自 2024年12月11日 至 2025年 6月10日
営業収益		
受取配当金	24,538,153	23,548,537
受取利息	4,570	16,140
有価証券売買等損益	16,810,154	40,250,151
営業収益合計	41,352,877	63,814,828
営業費用		
受託者報酬	275,324	267,820
委託者報酬	5,781,789	5,624,306
その他費用	275,267	267,769
営業費用合計	6,332,380	6,159,895
営業利益又は営業損失 (△)	35,020,497	57,654,933
経常利益又は経常損失 (△)	35,020,497	57,654,933
当期純利益又は当期純損失 (△)	35,020,497	57,654,933
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	559,308	385,448
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△1,021,275,403	△996,860,866
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,219,139	24,984,822
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,219,139	24,984,822
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,403,146	4,119,795
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,403,146	4,119,795
分配金	35,862,645	35,280,031
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△996,860,866	△954,006,385

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについてはそれに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 2024年12月10日現在	当期 2025年 6月10日現在
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

	前期 2024年12月10日現在	当期 2025年 6月10日現在
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	2,033,038,406円 20,595,827円 72,096,118円	1,981,538,115円 8,105,750円 48,645,411円
2. 受益権の総数	1,981,538,115口	1,940,998,454口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は996,860,866円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は954,006,385円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日	当期 自 2024年12月11日 至 2025年 6月10日
1. 主要投資対象である親投資信託受益証券において、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当該費用は、ファンドに係る信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁しております。	1. 主要投資対象である親投資信託受益証券において、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
2. 分配金の計算過程 第204期 (2024年 6月11日から2024年 7月10日まで) 費用控除後の配当等収益額 A 4,557,109円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 39,874,602円 分配準備積立金額 D 215,023,247円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 259,454,958円 当ファンドの期末残存口数 F 2,000,958,711口 10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 1,296.64円 10,000口当たり分配金額 H 30.00円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 6,002,876円 第205期 (2024年 7月11日から2024年 8月13日まで) 費用控除後の配当等収益額 A 3,553,702円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 39,811,723円 分配準備積立金額 D 212,524,491円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 255,889,916円 当ファンドの期末残存口数 F 1,992,147,421口 10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 1,284.49円 10,000口当たり分配金額 H 30.00円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 5,976,442円 第206期 (2024年 8月14日から2024年 9月10日まで) 費用控除後の配当等収益額 A 4,414,423円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 41,213,028円 分配準備積立金額 D 209,927,879円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 255,555,330円	2. 分配金の計算過程 第210期 (2024年12月11日から2025年 1月10日まで) 費用控除後の配当等収益額 A 3,833,980円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 41,735,143円 分配準備積立金額 D 198,666,504円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 244,235,627円 当ファンドの期末残存口数 F 1,979,300,946口 10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 1,233.94円 10,000口当たり分配金額 H 30.00円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 5,937,902円 第211期 (2025年 1月11日から2025年 2月10日まで) 費用控除後の配当等収益額 A 3,469,584円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 41,728,244円 分配準備積立金額 D 196,061,620円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 241,259,448円 当ファンドの期末残存口数 F 1,975,082,452口 10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 1,221.51円 10,000口当たり分配金額 H 30.00円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 5,925,247円 第212期 (2025年 2月11日から2025年 3月10日まで) 費用控除後の配当等収益額 A 3,507,520円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 41,662,268円 分配準備積立金額 D 192,833,610円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 238,003,398円

当ファンドの期末残存口数	F	2,001,922,716口	当ファンドの期末残存口数	F	1,968,045,860口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,276.54円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,209.33円
10,000口当たり分配金額	H	30.00円	10,000口当たり分配金額	H	30.00円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	6,005,768円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	5,904,137円
第207期			第213期		
(2024年 9月11日から2024年10月10日まで)			(2025年 3月11日から2025年 4月10日まで)		
費用控除後の配当等収益額	A	4,491,971円	費用控除後の配当等収益額	A	3,368,736円
費用控除後・繰越欠損金補填後のB		0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有B		0円
有価証券売買等損益額			有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	41,369,246円	収益調整金額	C	41,524,296円
分配準備積立金額	D	207,024,101円	分配準備積立金額	D	188,812,843円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	252,885,318円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	233,705,875円
当ファンドの期末残存口数	F	1,992,644,644口	当ファンドの期末残存口数	F	1,953,100,361口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,269.08円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,196.58円
10,000口当たり分配金額	H	30.00円	10,000口当たり分配金額	H	30.00円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	5,977,933円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	5,859,301円
第208期			第214期		
(2024年10月11日から2024年11月11日まで)			(2025年 4月11日から2025年 5月12日まで)		
費用控除後の配当等収益額	A	3,495,813円	費用控除後の配当等収益額	A	4,375,419円
費用控除後・繰越欠損金補填後のB		0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有B		0円
有価証券売買等損益額			有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	41,401,072円	収益調整金額	C	41,402,664円
分配準備積立金額	D	204,559,752円	分配準備積立金額	D	185,322,088円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	249,456,637円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	231,100,171円
当ファンドの期末残存口数	F	1,985,004,300口	当ファンドの期末残存口数	F	1,943,483,139口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,256.69円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,189.09円
10,000口当たり分配金額	H	30.00円	10,000口当たり分配金額	H	30.00円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	5,955,012円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	5,830,449円
第209期			第215期		
(2024年11月12日から2024年12月10日まで)			(2025年 5月13日から2025年 6月10日まで)		
費用控除後の配当等収益額	A	3,540,679円	費用控除後の配当等収益額	A	4,169,891円
費用控除後・繰越欠損金補填後のB		0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有B		0円
有価証券売買等損益額			有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	41,491,391円	収益調整金額	C	41,426,941円
分配準備積立金額	D	201,585,787円	分配準備積立金額	D	183,554,852円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	246,617,857円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	229,151,684円
当ファンドの期末残存口数	F	1,981,538,115口	当ファンドの期末残存口数	F	1,940,998,454口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,244.56円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,180.58円
10,000口当たり分配金額	H	30.00円	10,000口当たり分配金額	H	30.00円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	5,944,614円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	5,822,995円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日	当期 自 2024年12月11日 至 2025年 6月10日
1. 金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。これら金融商品には、市場リスク(価格変動リスク、金利リスク、為替リスク)、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク	同左

	構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。 ・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。	
--	---	--

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日	当期 自 2024年12月11日 至 2025年 6月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)
 売買目的有価証券
 前期 (2024年12月10日現在)

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△6, 143, 612
親投資信託受益証券	△300, 429
合計	△6, 444, 041

当期 (2025年 6月10日現在)

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	16, 336, 027
親投資信託受益証券	△329, 482
合計	16, 006, 545

(デリバティブ取引等に関する注記)
 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
 該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

	前期 (2024年12月10日現在)	当期 (2025年 6月10日現在)
1口当たり純資産額	0. 4969円	0. 5085円

(1万口当たり純資産額)	(4,969円)	(5,085円)
--------------	----------	----------

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－ 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型	191,872.5191	785,526,093	
投資信託受益証券小計		191,872.5191	785,526,093	
親投資信託受益証券	ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド	137,157,562	191,965,723	
親投資信託受益証券小計		137,157,562	191,965,723	
合 計		137,349,434.5191	977,491,816	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考情報>

ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国証券投資信託である「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－先進国インカム株式ファンド」のクラスP分配型受益証券および親投資信託である「ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「親投資信託受益証券」は、すべて前記投資信託の受益証券です。これら投資信託の状況は次のとおりです。なお、記載された情報は監査対象外です。

「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－先進国インカム株式ファンド」の状況

当投資信託は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国証券投資信託であります。当投資信託は、2024年12月31日付で、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されており、独立監査人による財務書類の監査を受けております。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであります。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－先進国インカム株式ファンド

純資産計算書

2024年12月31日現在

(単位：円)

資産	
投資有価証券取得原価	2,280,810,787.00
投資に係る未実現純利益／(損失)	1,173,414,149.00
投資有価証券時価評価額	3,454,224,936.00
現金預金	100,085,205.00
	3,554,310,141.00
負債	
未払投資顧問報酬	1,040,939.00
未払年次税	91,945.00
その他の未払報酬	743,528.00
	1,876,412.00
2024年12月31日現在純資産合計	3,552,433,729.00
2023年12月31日現在純資産合計	3,516,427,053.00
2022年12月31日現在純資産合計	3,563,134,834.00

運用計算書および純資産変動計算書

2024年12月31日に終了した期間

(単位：円)

期首現在純資産額	3,516,427,053.00
----------	------------------

収益	
配当金、純額	133,899,122.14
預金利息	982,082.00
	134,881,204.14
費用	
管理報酬および投資顧問報酬	12,597,851.00
保管報酬、銀行手数料および利息	5,855,222.00
管理事務費用、サービス報酬、監査費用およびその他の費用	5,405,592.00
年次税	370,199.00
取引費用	3,635,733.00
	27,864,597.00
投資純利益／(損失)	107,016,607.14
実現純利益／(損失)	
－ 投資有価証券売却	455,729,024.40
－ 外国為替	2,392,405.87
	565,138,037.41
以下に係る未実現純評価利益／(損失)の変動：	
－ 投資有価証券	183,026,390.59
運用による純資産の増加／(減少)	748,164,428.00
受益証券発行手取額	355,369,960.00
受益証券買戻費用	(834,367,002.00)
支払分配金	(233,160,710.00)
期末現在純資産額	3,552,433,729.00

投資有価証券およびその他の純資産明細表
2024年12月31日現在
(単位：円)

銘柄	通貨	数量	時価	純資産に 対する 比率(%)
公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
株式				
カナダ				
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	CAD	18,678.00	12,869,301.00	0.36
BCE	CAD	13,475.00	47,144,010.00	1.33
EMERA	CAD	7,837.00	45,749,161.00	1.29
ENBRIDGE	CAD	25,878.00	168,805,883.00	4.75
SOUTH BOW -WI-	CAD	6,640.00	24,692,770.00	0.70
TC ENERGY	CAD	20,905.00	150,629,503.00	4.24
			449,890,628.00	12.67
フランス				
ENGIE	EUR	11,563.00	28,768,074.00	0.81
SANOFI	EUR	8,995.00	136,994,418.00	3.86
VINCI	EUR	454.00	7,327,816.00	0.21
			173,090,308.00	4.88
ドイツ				
E.ON	EUR	48,432.00	89,026,125.00	2.51
			89,026,125.00	2.51
ギリシャ				
HELLENIC TELECOMMUNICATION ORGANIZATIONS	EUR	50,075.00	119,344,962.00	3.36
			119,344,962.00	3.36
イタリア				
ENEL	EUR	83,206.00	93,563,306.00	2.63
TERNA RETE ELETTRICA NAZIONALE	EUR	9,153.00	11,412,998.00	0.32
			104,976,304.00	2.95
日本				
NIPPON TELEGRAPH & TELEPHONE	JPY	591,400.00	93,441,200.00	2.63
			93,441,200.00	2.63
オランダ				
KONINKLIJKE KPN	EUR	118,332.00	67,759,151.00	1.91
			67,759,151.00	1.91

スペイン				
AENA	EUR	4,525.00	146,826,587.00	4.13
IBERDROLA	EUR	48,809.00	105,516,701.00	2.97
			252,343,288.00	7.10
スイス				
SWISSCOM	CHF	716.00	62,734,153.00	1.77
			62,734,153.00	1.77
イギリス				
ASTRAZENECA	GBP	5,236.00	107,149,792.00	3.02
GSK	GBP	50,479.00	133,008,359.00	3.74
NATIONAL GRID	GBP	65,649.00	121,811,181.00	3.43
SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	GBP	30,245.00	95,679,674.00	2.69
SEVERN TRENT	GBP	12,556.00	61,785,077.00	1.74
UNITED UTILITIES GROUP	GBP	25,359.00	52,064,846.00	1.47
			571,498,929.00	16.09
アメリカ合衆国				
AES	USD	9,984.00	19,668,196.00	0.55
ALLIANT ENERGY	USD	10,260.00	95,192,609.00	2.68
AT&T	USD	46,516.00	164,892,205.00	4.64
CENTERPOINT ENERGY	USD	32,741.00	163,098,741.00	4.59
DOMINION ENERGY	USD	6,949.00	58,447,118.00	1.65
DUKE ENERGY	USD	6,382.00	107,647,061.00	3.03
EVERGY	USD	2,569.00	24,711,027.00	0.70
EXELON	USD	25,866.00	150,956,048.00	4.25
KINDER MORGAN 'P'	USD	13,308.00	56,551,286.00	1.59
KINETIK HOLDINGS 'A'	USD	1,513.00	13,293,709.00	0.37
PFIZER	USD	25,902.00	106,894,608.00	3.01
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP	USD	11,409.00	150,445,420.00	4.23
SOUTHERN COMPANY	USD	10,282.00	133,274,362.00	3.75
UGI CORP	USD	4,796.00	21,013,099.00	0.59
VERIZON COMMUNICATIONS	USD	7,614.00	47,276,702.00	1.33
WILLIAMS COMPANIES	USD	18,641.00	156,757,697.00	4.41
			1,470,119,888.00	41.37
投資有価証券合計			3,454,224,936.00	97.24
現金預金			100,085,205.00	2.82
その他の純負債			(1,876,412.00)	(0.06)
純資産合計			3,552,433,729.00	100.00

ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

	[2024年12月10日現在]	[2025年 6月10日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	61,688,213	188,671,582
コール・ローン	342,674,317	205,734,408
国債証券	23,874,629,254	36,300,478,073
未収入金	52,896,949	-
未収利息	168,663,272	252,243,747
前払費用	51,339,893	104,372,051
差入委託証拠金	14,844,736	49,929,191
流動資産合計	24,566,736,634	37,101,429,052
資産合計	24,566,736,634	37,101,429,052
負債の部		
流動負債		
未払金	48,358,703	-
流動負債合計	48,358,703	-
負債合計	48,358,703	-
純資産の部		
元本等		
元本	17,258,109,865	26,508,565,156

剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	7,260,268,066	10,592,863,896
元本等合計	24,518,377,931	37,101,429,052
純資産合計	24,518,377,931	37,101,429,052
負債純資産合計	24,566,736,634	37,101,429,052

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、または価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 先物取引 個別法に基づき、原則として、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2024年12月10日現在	2025年 6月10日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	

（貸借対照表に関する注記）

	2024年12月10日現在	2025年 6月10日現在
1. 元本の推移		
期首相当日現在元本額	10,828,280,598円	17,258,109,865円
期中追加設定元本額	7,206,935,625円	12,010,298,237円
期中一部解約元本額	777,106,358円	2,759,842,946円
期末元本額	17,258,109,865円	26,508,565,156円
元本の内訳		
ピクテ・インカム・コレクション・ファンド（毎月分配型）	1,929,480,969円	1,909,493,543円
ピクテ・インカム・アルファ・ファンド（毎月分配型）	136,558,161円	137,157,562円
ピクテ優良財政国債債券ファンド（適格機関投資家専用）	14,604,823,809円	23,835,062,569円
ピクテ世界国債ファンド（適格機関投資家専用）	587,246,926円	626,851,482円
2. 受益権の総数	17,258,109,865口	26,508,565,156口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日	自 2024年12月11日 至 2025年 6月10日
1. 金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	
2. 金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク（価格変動リスク、金利リスク、為替リスク）、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場合は信託約	

	款に記載した目的で取引を行っております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク 構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。 ・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日	自 2024年12月11日 至 2025年 6月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(2024年12月10日現在)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	18,918,994
合計	18,918,994

(2025年 6月10日現在)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△107,121,940
合計	△107,121,940

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

	(2024年12月10日現在)	(2025年 6月10日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1. 4207円 (14, 207円)	1. 3996円 (13, 996円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	1. 125% US TREASURY N/B 28/02/29	500, 000. 00	463, 250. 00	
		1. 25% US TREASURY N/B 28/03/31	5, 300, 000. 00	4, 915, 750. 00	
		1. 625% US TREASURY N/B 31/05/15	740, 000. 00	640, 618. 00	
		1. 875% US TREASURY N/B 32/02/15	5, 500, 000. 00	4, 736, 600. 00	
		2% US TREASURY N/B 41/11/15	2, 800, 000. 00	1, 871, 520. 00	
		3. 375% US TREASURY N/B 48/11/15	2, 900, 000. 00	2, 225, 170. 00	
		3. 5% US TREASURY N/B 29/09/30	1, 500, 000. 00	1, 466, 100. 00	
		3. 5% US TREASURY N/B 30/04/30	1, 000, 000. 00	973, 200. 00	
		3. 625% US TREASURY N/B 29/08/31	4, 300, 000. 00	4, 225, 610. 00	
		3. 625% US TREASURY N/B 53/05/15	4, 000, 000. 00	3, 165, 200. 00	
		3. 75% US TREASURY N/B 28/04/15	5, 000, 000. 00	4, 967, 000. 00	
		3. 75% US TREASURY N/B 28/05/15	2, 500, 000. 00	2, 483, 500. 00	
		3. 75% US TREASURY N/B 30/06/30	1, 650, 000. 00	1, 622, 280. 00	
		3. 75% US TREASURY N/B 31/08/31	2, 650, 000. 00	2, 580, 305. 00	
		3. 875% US TREASURY N/B 27/10/15	3, 000, 000. 00	2, 991, 300. 00	
		3. 875% US TREASURY N/B 27/12/31	4, 800, 000. 00	4, 787, 040. 00	
		3. 875% US TREASURY N/B 28/03/15	4, 250, 000. 00	4, 237, 675. 00	
		3. 875% US TREASURY N/B 29/12/31	2, 500, 000. 00	2, 477, 750. 00	
		3. 875% US TREASURY N/B 43/02/15	1, 050, 000. 00	914, 445. 00	
		4. 125% US TREASURY N/B 28/07/31	1, 040, 000. 00	1, 043, 536. 00	
		4. 125% US TREASURY N/B 29/10/31	1, 000, 000. 00	1, 001, 700. 00	
		4. 125% US TREASURY N/B 29/11/30	1, 500, 000. 00	1, 502, 850. 00	
		4. 125% US TREASURY N/B 30/08/31	5, 650, 000. 00	5, 648, 870. 00	
		4. 125% US TREASURY N/B 31/03/31	3, 200, 000. 00	3, 189, 120. 00	
		4. 125% US TREASURY N/B 32/03/31	2, 000, 000. 00	1, 982, 000. 00	
		4. 125% US TREASURY N/B 44/08/15	1, 900, 000. 00	1, 694, 040. 00	
		4. 25% US TREASURY N/B 27/03/15	2, 600, 000. 00	2, 608, 840. 00	
		4. 25% US TREASURY N/B 34/11/15	5, 800, 000. 00	5, 700, 240. 00	
		4. 375% US TREASURY N/B 28/08/31	4, 300, 000. 00	4, 346, 440. 00	
		4. 375% US TREASURY N/B 28/11/30	3, 900, 000. 00	3, 943, 680. 00	
		4. 375% US TREASURY N/B 29/12/31	4, 350, 000. 00	4, 401, 765. 00	
		4. 375% US TREASURY N/B 34/05/15	3, 800, 000. 00	3, 782, 520. 00	
		4. 375% US TREASURY N/B 43/08/15	2, 000, 000. 00	1, 856, 000. 00	
		4. 5% US TREASURY N/B 27/04/15	4, 150, 000. 00	4, 184, 030. 00	
		4. 5% US TREASURY N/B 31/12/31	3, 400, 000. 00	3, 446, 240. 00	
		4. 5% US TREASURY N/B 33/11/15	2, 500, 000. 00	2, 518, 250. 00	
		4. 5% US TREASURY N/B 39/08/15	1, 550, 000. 00	1, 505, 360. 00	
		4. 625% US TREASURY N/B 27/06/15	2, 900, 000. 00	2, 934, 220. 00	
		4. 625% US TREASURY N/B 29/04/30	2, 000, 000. 00	2, 041, 000. 00	
		4. 625% US TREASURY N/B 35/02/15	4, 000, 000. 00	4, 045, 600. 00	
		4. 625% US TREASURY N/B 44/05/15	1, 750, 000. 00	1, 671, 425. 00	
		4. 625% US TREASURY N/B 54/05/15	3, 020, 000. 00	2, 850, 578. 00	
		4. 625% US TREASURY N/B 55/02/15	1, 250, 000. 00	1, 183, 875. 00	

		4.75% US TREASURY N/B 41/02/15	1,350,000.00	1,331,775.00	
		4.75% US TREASURY N/B 45/02/15	1,000,000.00	969,400.00	
		4.75% US TREASURY N/B 53/11/15	4,345,000.00	4,181,628.00	
		4% US TREASURY N/B 27/12/15	1,000,000.00	1,000,300.00	
		4% US TREASURY N/B 29/07/31	1,300,000.00	1,296,490.00	
		4% US TREASURY N/B 30/03/31	2,000,000.00	1,992,000.00	
			136,495,000.00	131,598,085.00	
	米ドル 小計			(19,043,558,880)	
	カナダドル	0.25% CANADIAN GOVERNMENT 26/03/01	120,000.00	117,900.00	
		1.25% CANADIAN GOVERNMENT 27/03/01	500,000.00	486,775.00	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT 31/06/01	1,600,000.00	1,451,440.00	
		1.75% CANADIAN GOVERNMENT 53/12/01	500,000.00	333,100.00	
		2.5% CANADIAN GOVERNMENT 32/12/01	880,000.00	836,352.00	
		2.75% CANADIAN GOVERNMENT 55/12/01	400,000.00	334,440.00	
		2% CANADIAN GOVERNMENT 51/12/01	425,000.00	302,770.00	
		3.25% CANADIAN GOVERNMENT 33/12/01	163,000.00	162,005.70	
		3.25% CANADIAN GOVERNMENT 34/12/01	1,200,000.00	1,188,120.00	
		3.25% CANADIAN GOVERNMENT 35/06/01	350,000.00	345,485.00	
		4.5% CANADIAN GOVERNMENT 25/11/01	550,000.00	553,355.00	
		4% CANADIAN GOVERNMENT 26/08/01	750,000.00	760,425.00	
		4% CANADIAN GOVERNMENT 29/03/01	1,500,000.00	1,556,325.00	
	カナダドル 小計		8,938,000.00	8,428,492.70	
				(890,385,968)	
	ユーロ	0.1% BELGIUM KINGDOM 30/06/22	180,000.00	160,056.00	
		0.25% REPUBLIC OF AUSTRIA 36/10/20	380,000.00	276,260.00	
		0.3% OBRIGACOES DO TESOU 31/10/17	500,000.00	435,050.00	
		0.35% IRELAND GOVT 32/10/18	330,000.00	279,741.00	
		0.5% FINNISH GOVERNMENT 43/04/15	150,000.00	92,175.00	
		0.5% FRANCE GOVT 72/05/25	225,000.00	64,845.00	
		0.5% FRANCE GOVT 29/05/25	600,000.00	557,220.00	
		0.5% FRANCE GOVT 44/06/25	800,000.00	453,840.00	
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT 32/07/15	300,000.00	260,790.00	
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT 40/01/15	52,000.00	36,680.80	
		0.7% REPUBLIC OF AUSTRIA 71/04/20	390,000.00	144,846.00	
		0.8% BELGIUM KINGDOM 27/06/22	150,000.00	146,535.00	
		0.8% SPANISH GOVT 27/07/30	1,500,000.00	1,461,450.00	
		0.8% SPANISH GOVT 29/07/30	800,000.00	750,640.00	
		0.85% SPANISH GOVT 37/07/30	290,000.00	217,036.00	
		0% REPUBLIC OF AUSTRIA 40/10/20	200,000.00	120,200.00	
		1.1% IRELAND GOVT 29/05/15	500,000.00	479,500.00	
		1.25% FRANCE GOVT 38/05/25	1,900,000.00	1,459,010.00	
		1.35% IRELAND GOVT 31/03/18	500,000.00	471,150.00	
		1.375% FINNISH GOVERNMENT 27/04/15	52,000.00	51,469.60	
		1.4% BELGIUM KINGDOM 53/06/22	225,000.00	131,580.00	
		1.5% FINNISH GOVERNMENT 32/09/15	350,000.00	321,615.00	
		1.5% FRANCE GOVT 31/05/25	2,000,000.00	1,868,800.00	
		1.5% ITALY GOVT 45/04/30	460,000.00	305,624.00	
		1.8% BUNDESREPUB. DEUTSCH 53/08/15	1,000,000.00	773,000.00	
		1.8% ITALY GOVT 41/03/01	500,000.00	377,600.00	
		1.9% SPANISH GOVT 52/10/31	400,000.00	266,480.00	
		1% BUNDESREPUB. DEUTSCHL 38/05/15	1,225,000.00	988,207.50	
		2.2% BUNDESREPUB. DEUTSCH 34/02/15	1,300,000.00	1,269,190.00	
		2.4% BUNDESOBLIGATION 30/04/18	500,000.00	505,250.00	
		2.4% BUNDESREPUB. DEUTSCH 30/11/15	6,600,000.00	6,658,740.00	
		2.5% BUNDESOBLIGATION 29/10/11	2,040,000.00	2,071,824.00	
		2.5% BUNDESREPUB. DEUTSCH 35/02/15	3,300,000.00	3,278,550.00	
		2.5% BUNDESREPUB. DEUTSCH 54/08/15	150,000.00	134,820.00	
		2.5% FINNISH GOVERNMENT 30/04/15	750,000.00	752,775.00	
		2.5% FRANCE GOVT 27/09/24	2,300,000.00	2,321,160.00	
		2.5% FRANCE GOVT 43/05/25	575,000.00	485,012.50	
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT 30/01/15	920,000.00	929,108.00	
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT 33/07/15	270,000.00	267,516.00	

	2. 5% NETHERLANDS GOVERN 34/07/15	500,000.00	491,550.00	
	2. 5% REPUBLIC OF AUSTRIA 29/10/20	600,000.00	604,020.00	
	2. 5% SPANISH GOVT 27/05/31	550,000.00	554,840.00	
	2. 6% BUNDESREPUB. DEUTSC 34/08/15	340,000.00	341,632.00	
	2. 6% BUNDESREPUB. DEUTSC 41/05/15	800,000.00	768,880.00	
	2. 65% ITALY GOVT 27/12/01	1,700,000.00	1,720,910.00	
	2. 7% BELGIUM KINGDOM 29/10/22	1,400,000.00	1,419,460.00	
	2. 7% SPANISH GOVT 30/01/31	1,400,000.00	1,414,700.00	
	2. 75% BELGIUM KINGDOM 39/04/22	300,000.00	278,190.00	
	2. 75% FINNISH GOVERNMENT 38/04/15	250,000.00	237,250.00	
	2. 75% FRANCE GOVT 29/02/25	1,750,000.00	1,773,275.00	
	2. 75% FRANCE GOVT 30/02/25	1,860,000.00	1,877,856.00	
	2. 75% NETHERLANDS GOVERN 47/01/15	260,000.00	246,090.00	
	2. 875% OBRIGACOES DO TES 34/10/20	150,000.00	148,965.00	
	2. 9% REPUBLIC OF AUSTRIA 29/05/23	520,000.00	532,272.00	
	2. 9% REPUBLIC OF AUSTRIA 33/02/20	300,000.00	303,000.00	
	2. 9% REPUBLIC OF AUSTRIA 34/02/20	350,000.00	350,945.00	
	2. 95% FINNISH GOVERNMENT 55/04/15	100,000.00	89,450.00	
	2% FRANCE GOVT 32/11/25	405,000.00	379,809.00	
	2% NETHERLANDS GOVERN 54/01/15	250,000.00	196,875.00	
	3. 1% SPANISH GOVT 31/07/30	1,300,000.00	1,329,900.00	
	3. 15% ITALY GOVT 31/11/15	2,200,000.00	2,223,540.00	
	3. 15% REPUBLIC OF AUSTRIA 53/10/20	220,000.00	205,260.00	
	3. 2% SPANISH GOVT 35/10/31	1,565,000.00	1,563,435.00	
	3. 25% BUNDESREPUB. DEUTSC 42/07/04	150,000.00	156,825.00	
	3. 25% FRANCE GOVT 55/05/25	320,000.00	279,904.00	
	3. 25% NETHERLANDS GOVERN 44/01/15	300,000.00	307,230.00	
	3. 3% BELGIUM KINGDOM 54/06/22	250,000.00	225,450.00	
	3. 35% ITALY GOVT 29/07/01	1,200,000.00	1,239,480.00	
	3. 45% BELGIUM KINGDOM 43/06/22	280,000.00	273,476.00	
	3. 45% ITALY GOVT 27/07/15	1,500,000.00	1,540,800.00	
	3. 45% ITALY GOVT 31/07/15	700,000.00	721,140.00	
	3. 45% REPUBLIC OF AUSTRIA 30/10/20	200,000.00	209,740.00	
	3. 45% SPANISH GOVT 43/07/30	1,150,000.00	1,104,690.00	
	3. 45% SPANISH GOVT 66/07/30	180,000.00	158,490.00	
	3. 5% BELGIUM KINGDOM 55/06/22	300,000.00	279,150.00	
	3. 5% FRANCE GOVT 33/11/25	1,500,000.00	1,547,250.00	
	3. 5% OBRIGACOES DO TESOU 38/06/18	450,000.00	457,020.00	
	3. 55% SPANISH GOVT 33/10/31	580,000.00	604,186.00	
	3. 625% OBRIGACOES DO TES 54/06/12	100,000.00	96,150.00	
	3. 75% FRANCE GOVT 56/05/25	400,000.00	382,520.00	
	3. 85% ITALY GOVT 26/09/15	670,000.00	685,142.00	
	3. 85% ITALY GOVT 29/12/15	500,000.00	527,450.00	
	3. 85% ITALY GOVT 34/07/01	200,000.00	208,220.00	
	3. 85% ITALY GOVT 35/02/01	1,600,000.00	1,658,240.00	
	3. 9% SPANISH GOVT 39/07/30	1,550,000.00	1,610,450.00	
	3% BELGIUM KINGDOM 33/06/22	1,000,000.00	1,009,300.00	
	3% FRANCE GOVT 34/11/25	2,100,000.00	2,067,870.00	
	3% FRANCE GOVT 49/06/25	300,000.00	261,480.00	
	3% FRANCE GOVT 54/05/25	1,650,000.00	1,381,050.00	
	3% IRELAND GOVT 43/10/18	300,000.00	288,840.00	
	4. 05% ITALY GOVT 37/10/30	1,360,000.00	1,416,168.00	
	4. 1% ITALY GOVT 29/02/01	1,100,000.00	1,165,120.00	
	4. 15% ITALY GOVT 39/10/01	550,000.00	569,250.00	
	4. 2% ITALY GOVT 34/03/01	500,000.00	535,150.00	
	4. 3% ITALY GOVT 54/10/01	900,000.00	903,420.00	
	4. 45% ITALY GOVT 43/09/01	450,000.00	475,335.00	
	4. 5% ITALY GOVT 53/10/01	625,000.00	650,312.50	
	4% NETHERLANDS GOVERN 37/01/15	200,000.00	221,600.00	
	4% SPANISH GOVT 54/10/31	550,000.00	551,265.00	
	ユーロ 小計	79,399,000.00	76,446,613.90 (12,636,625,277)	

イギリスポンド	0.875% UK GOVT 33/07/31	290,000.00	219,704.00
	0.875% UK GOVT 46/01/31	650,000.00	296,790.00
	1.125% UK GOVT 39/01/31	450,000.00	282,960.00
	3.75% UK GOVT 27/03/07	920,000.00	915,952.00
	3.75% UK GOVT 38/01/29	700,000.00	627,060.00
	3.75% UK GOVT 53/10/22	1,200,000.00	922,440.00
	4.125% UK GOVT 29/07/22	850,000.00	851,445.00
	4.25% UK GOVT 34/07/31	550,000.00	536,580.00
	4.375% UK GOVT 28/03/07	1,150,000.00	1,159,775.00
	4.375% UK GOVT 40/01/31	800,000.00	747,360.00
	4.375% UK GOVT 54/07/31	400,000.00	343,320.00
	4.5% UK GOVT 28/06/07	640,000.00	648,704.00
	4.5% UK GOVT 35/03/07	250,000.00	247,200.00
	4.625% UK GOVT 34/01/31	800,000.00	805,360.00
	4.75% UK GOVT 43/10/22	1,205,000.00	1,139,930.00
	4% UK GOVT 31/10/22	1,250,000.00	1,229,750.00
	4% UK GOVT 63/10/22	1,270,000.00	1,002,411.00
イギリスポンド 小計		13,375,000.00	11,976,741.00 (2,349,117,979)
スウェーデンクローネ	1.75% SWEDISH GOVT 33/11/11	4,425,000.00	4,245,787.50
	1% SWEDISH GOVT 26/11/12	4,900,000.00	4,840,710.00
スウェーデンクローネ 小計		9,325,000.00	9,086,497.50 (137,206,112)
ノルウェークローネ	1.5% NORWEGIAN GOVT 26/02/19	1,000,000.00	981,600.00
	1.75% NORWEGIAN GOVT 27/02/17	10,400,000.00	10,039,120.00
	2.125% NORWEGIAN GOVT 32/05/18	3,000,000.00	2,663,100.00
ノルウェークローネ 小計		14,400,000.00	13,683,820.00 (196,910,169)
デンマーククローネ	2.25% DENMARK GOVT 33/11/15	5,100,000.00	5,044,410.00
デンマーククローネ 小計		5,100,000.00	5,044,410.00 (111,784,125)
オーストラリアドル	0.5% AUSTRALIAN GOVT 26/09/21	700,000.00	674,240.00
	1.75% AUSTRALIAN GOVT 32/11/21	1,450,000.00	1,236,125.00
	1.75% AUSTRALIAN GOVT 51/06/21	115,000.00	60,317.50
	2.5% AUSTRALIAN GOVT 30/05/21	1,300,000.00	1,228,630.00
	2.75% AUSTRALIAN GOVT 29/11/21	900,000.00	866,070.00
	2.75% AUSTRALIAN GOVT 41/05/21	300,000.00	234,360.00
	3.75% AUSTRALIAN GOVT 37/04/21	130,000.00	121,797.00
	4.25% AUSTRALIAN GOVT 26/04/21	1,600,000.00	1,608,800.00
	4.25% AUSTRALIAN GOVT 34/06/21	250,000.00	250,450.00
	4.25% AUSTRALIAN GOVT 35/12/21	450,000.00	446,175.00
	4.75% AUSTRALIAN GOVT 27/04/21	430,000.00	441,051.00
	4.75% AUSTRALIAN GOVT 54/06/21	300,000.00	291,210.00
オーストラリアドル 小計		7,925,000.00	7,459,225.50 (703,554,149)
ニュージーランドドル	0.25% NEW ZEALAND GOVT 28/05/15	550,000.00	499,012.80
	0.5% NEW ZEALAND GOVT 26/05/15	500,000.00	484,150.00
	2.75% NEW ZEALAND GOVT 51/05/15	140,000.00	89,460.00
	2% NEW ZEALAND GOVT 32/05/15	600,000.00	515,280.00
	4.25% NEW ZEALAND GOVT 34/05/15	400,000.00	390,680.00
	4.25% NEW ZEALAND GOVT 36/05/15	500,000.00	478,250.00
	4.5% NEW ZEALAND GOVT 30/05/15	180,000.00	183,681.00
ニュージーランドドル 小計		2,870,000.00	2,640,513.80 (231,335,414)
合計			36,300,478,073 (36,300,478,073)

(注)

1. 各通貨毎の小計欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券 49銘柄	100.0%	52.5%
カナダドル	国債証券 13銘柄	100.0%	2.5%
ユーロ	国債証券 99銘柄	100.0%	34.8%
イギリスポンド	国債証券 17銘柄	100.0%	6.5%
スウェーデンクローネ	国債証券 2銘柄	100.0%	0.4%
ノルウェークローネ	国債証券 3銘柄	100.0%	0.5%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.3%
オーストラリアドル	国債証券 12銘柄	100.0%	1.9%
ニュージーランドドル	国債証券 7銘柄	100.0%	0.6%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 6月30日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	990,095,313円
II 負債総額	927,879円
III 純資産総額（I－II）	989,167,434円
IV 発行済口数	1,936,467,562口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	5,108円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換について

該当事項はありません。

2 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

3 受益権の譲渡

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) (1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年6月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：20,000株(普通株式：10,000株 A種優先株式：10,000株)

発行済株式総数：1,563株(普通株式：800株 A種優先株式：763株)

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

株主総会で選任された取締役および監査役で構成される取締役会が設置されています。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を含む企業運営方針を決定し、取締役の職務の執行を監督します。また、取締役会の定めた経営方針・経営計画に基づく業務執行の意思決定(取締役会の専権事項を除く。)を行う機関として、取締役会で選任された経営会議メンバーで構成される経営会議が設置されています。代表取締役は経営会議メンバーの業務を統括し、指揮監督します。

② 投資運用の意思決定機構

運用部門、プロダクト部門およびコンプライアンス部門の代表者を主要メンバーとして構成される投資政策委員会において、投資政策の審議・決定ならびにその運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析します。投資政策委員会において決定された信託財産の投資政策に基づき、運用部門が運用の指図を行います。運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託することまたは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業の一部、第二種金融商品取引業の一部および付随業務の一部を行っています。2025年6月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	121	2,913,173,036,322
単位型株式投資信託	45	170,826,148,863
合計	166	3,083,999,185,185

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月14日

ピクテ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		第39期 (2023年12月31日現在)	第40期 (2024年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		4,666,659	3,981,558
前払費用		126,533	113,778
未収委託者報酬		4,065,704	4,603,057
未収収益		721,021	449,566
関係会社未収入金		5,169	357,088
その他		97,957	208,806
流動資産計		9,683,045	9,713,857
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備	※1	701,375	637,774
器具備品	※1	316,387	287,731
有形固定資産合計		1,017,763	925,506
無形固定資産			
ソフトウェア		1,120	1,024
無形固定資産合計		1,120	1,024
投資その他の資産			
投資有価証券		5,249	6,112
長期差入保証金		457,872	457,872
前払年金費用		-	64,485
繰延税金資産		841,977	758,163
投資その他の資産合計		1,305,099	1,286,633
固定資産計		2,323,982	2,213,164
資産合計		12,007,028	11,927,021

(単位：千円)

		第39期 (2023年12月31日現在)	第40期 (2024年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		38,498	41,509
未払金			
未払手数料		2,277,264	2,596,736
その他未払金		1,292,786	870,205
未払法人税等		127,909	78,368
賞与引当金		747,382	761,094
その他		292,106	169,568
流動負債合計		4,775,948	4,517,482
固定負債			
関係会社長期借入金		2,400,000	2,400,000
退職給付引当金		48,522	-
資産除去債務		143,134	143,134

固定負債合計	2,591,656	2,543,134
負債合計	7,367,605	7,060,616
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金	50,000	50,000
その他利益剰余金	4,387,446	4,613,829
繰越利益剰余金	4,387,446	4,613,829
利益剰余金合計	4,437,446	4,663,829
株主資本合計	4,637,446	4,863,829
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,976	2,575
評価・換算差額等合計	1,976	2,575
純資産合計	4,639,422	4,866,405
負債・純資産合計	12,007,028	11,927,021

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第39期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第40期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	25,077,821	25,459,296
その他営業収益	2,015,541	1,646,887
営業収益計	27,093,363	27,106,183
営業費用		
支払手数料	15,941,070	15,935,791
広告宣伝費	395,671	345,894
調査費		
調査費	240,633	263,552
委託調査費	3,231,924	3,645,972
委託計算費	490,503	500,972
営業雑経費		
通信費	110,376	121,435
印刷費	134,442	116,889
諸会費	20,028	18,382
図書費	2,377	2,249
諸経費	4,406	3,784
営業費用計	20,571,434	20,954,925
一般管理費		
給料		
役員報酬	89,647	89,742
給料・手当	2,379,240	2,405,723
賞与	※ 1 458,860	433,673
賞与引当金繰入	584,824	619,851
旅費交通費	107,033	107,267
租税公課	100,655	87,827

不動産賃借料		559,420	560,566
退職給付費用		99,708	78,885
固定資産減価償却費		144,916	151,690
消耗器具備品費		24,548	37,668
人材採用費		48,429	47,872
修繕維持費		46,348	52,754
諸経費		261,071	297,958
一般管理費計		4,904,705	4,971,481
営業利益		1,617,223	1,179,775
営業外収益			
受取利息		21	4
投資有価証券売却益		50	23
受取配当金		245	335
為替差益		23,992	-
その他		859	1,737
営業外収益計		25,169	2,100
営業外費用			
支払利息	※2	48,411	57,706
為替差損		-	63,739
その他		201	2,827
営業外費用計		48,613	124,272
経常利益		1,593,779	1,057,603
税引前当期純利益		1,593,779	1,057,603
法人税、住民税及び事業税		393,274	247,510
法人税等調整額		89,237	83,550
法人税等合計額		482,512	331,060
当期純利益		1,111,266	726,542

【3】【株主資本等変動計算書】

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	4,276,499	4,326,499	4,526,499	1,341	1,341	4,527,840
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	△1,000,320	△1,000,320	△1,000,320	-	-	△1,000,320
当期純利益	-	-	1,111,266	1,111,266	1,111,266	-	-	1,111,266
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	635	635	635
当期変動額合計	-	-	110,946	110,946	110,946	635	635	111,581
当期末残高	200,000	50,000	4,387,446	4,437,446	4,637,446	1,976	1,976	4,639,422

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	4,387,446	4,437,446	4,637,446	1,976	1,976	4,639,422
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	△500,160	△500,160	△500,160	-	-	△500,160
当期純利益	-	-	726,542	726,542	726,542	-	-	726,542
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	599	599	599
当期変動額合計	-	-	226,382	226,382	226,382	599	599	226,981
当期末残高	200,000	50,000	4,613,829	4,663,829	4,863,829	2,575	2,575	4,866,405

重要な会計方針

区分	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 其他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の基準価額に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備10～18年 器具備品2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
5. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬等により収益を稼得しております。これらには実績報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務を充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約に基づき計算期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を一任口座によって年2回もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務を充足されるという前提に基づき、一任口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

	(3)実績報酬 実績報酬は、対象となる一任口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は実績報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。
--	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の財務諸表等の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年1月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

第39期 (2023年12月31日現在)	第40期 (2024年12月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額
建物付属設備 173,122千円	建物付属設備 239,394千円
器具備品 241,701千円	器具備品 311,890千円

(損益計算書関係)

第39期 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	第40期 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
※1 従業員及び役員の賞与であります。	※1 従業員及び役員の賞与であります。
※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
支払利息 48,411千円	支払利息 57,706千円

(株主資本等変動計算書関係)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第39期事業年度期首 株式数 (株)	第39期 増加株式数 (株)	第39期 減少株式数 (株)	第39期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A種優先株式	763	-	-	763
合計	1,563	-	-	1,563

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
2023年6月21日	普通株式	512,000	利益剰余金	640,000	2023年3月31日	2023年6月22日
	A種優先株式	488,320		640,000		

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第40期事業年度期首 株式数 (株)	第40期 増加株式数 (株)	第40期 減少株式数 (株)	第40期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A種優先株式	763	-	-	763
合計	1,563	-	-	1,563

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
2024年6月18日	普通株式	256,000	利益剰余金	320,000	2024年3月31日	2024年6月25日
	A種優先株式	244,160		320,000		

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	421,323千円
1年超	848,958千円
合計	1,270,281千円

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	421,323千円
1年超	427,634千円
合計	848,958千円

(金融商品関係)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いを行うので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

関係会社長期借入金は、返済日は最長で決算日後10年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	5,249	5,249	-
資産計	5,249	5,249	-
関係会社長期借入金	2,400,000	2,380,800	△ 19,199
負債計	2,400,000	2,380,800	△ 19,199

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金・預金	4,666,659	-	-
未収委託者報酬	4,065,704	-	-

(注3) 関係会社長期借入金の返済予定額

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	1,200,000	1,200,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

(千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	5,249	-	5,249
資産計	-	5,249	-	5,249

(2)時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(千円)

区分	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
関係会社長期借入金	-	2,380,800	-	2,380,800
負債計	-	2,380,800	-	2,380,800

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は、基準価額で評価しており、市場での取引頻度が高いとは言えず、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(2)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いを行うので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

関係会社長期借入金は、返済日は最長で決算日後9年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	6,112	6,112	-
資産計	6,112	6,112	-
関係会社長期借入金	2,400,000	2,389,566	△ 10,433
負債計	2,400,000	2,389,566	△ 10,433

(注1)現金・預金、未収委託者報酬及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金・預金	3,981,558	-	-
未収委託者報酬	4,603,057	-	-

(注3)関係会社長期借入金の返済予定額

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	1,200,000	-	1,200,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

(千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	6,112	-	6,112
資産計	-	6,112	-	6,112

(2)時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期借入金	-	2,389,566	-	2,389,566
負債計	-	2,389,566	-	2,389,566

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は、基準価額で評価しており、市場での取引頻度が高いとは言えず、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第39期(2023年12月31日現在)

1. その他有価証券

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,300	5,152	2,852
	小計	2,300	5,152	2,852
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	100	96	△ 3
	小計	100	96	△ 3
合計		2,400	5,249	2,849

2. 当期中に売却されたその他有価証券(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	250	50	-
合計	250	50	-

第40期(2024年12月31日現在)

1. その他有価証券

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,400	6,112	3,712
	小計	2,400	6,112	3,712
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,400	6,112	3,712

2. 当期中に売却されたその他有価証券(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	123	23	-
合計	123	23	-

(デリバティブ取引関係)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 退職給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

退職給付債務の期首残高	1,442,249
勤務費用	67,706
利息費用	11,179
数理計算上の差異の発生額	520
退職給付の支払額	△ 61,689
退職給付債務の期末残高	1,459,967

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

年金資産の期首残高	1,282,013
期待運用収益	12,820
数理計算上の差異の発生額	88,035
事業主からの拠出額	90,266
その他	△ 61,689
年金資産の期末残高	1,411,446

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

積立型制度の退職給付債務	1,459,967
年金資産	△ 1,411,446
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,522

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	67,706
利息費用	11,179
期待運用収益	△ 12,820
数理計算上の差異の費用処理額	△ 87,514
退職給付制度に係る退職給付費用	△ 21,448

(5)年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	100.00%
合計	100.00%

(注)年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.90%
長期期待運用収益率	1.00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は121,157千円であります。

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 退職給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,459,967
勤務費用	70,597
利息費用	12,663
数理計算上の差異の発生額	△ 15,530
退職給付の支払額	△ 190,797
退職給付債務の期末残高	1,336,900

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,411,446
期待運用収益	14,114
数理計算上の差異の発生額	86,241
事業主からの拠出額	80,381
その他	△ 190,797
年金資産の期末残高	1,401,386

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,336,900
年金資産	△ 1,401,386
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 64,485

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	70,597
利息費用	12,663

期待運用収益	△ 14, 114
数理計算上の差異の費用処理額	△ 101, 772
退職給付制度に係る退職給付費用	△ 32, 625

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	100. 00%
合計	100. 00%

(注) 年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1. 40%
長期期待運用収益率	1. 00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は111, 511千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(千円)

区分	第39期 (2023年12月31日現在)	第40期 (2024年12月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	375, 083	306, 671
未払事業税否認	12, 706	9, 132
未確定債務	27, 937	32, 651
賞与引当金損金算入限度超過額	241, 667	233, 047
ソフトウェア	58, 921	97, 564
資産除去債務	20, 103	27, 797
均し賃料否認	29, 011	19, 602
その他	77, 418	32, 832
繰延税金資産小計	842, 850	759, 299
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	872	1, 136
繰延税金負債小計	872	1, 136
繰延税金資産合計(純額)	841, 977	758, 163

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第39期 (2023年12月31日現在)	第40期 (2024年12月31日現在)
法定実効税率 30. 62%	法定実効税率 30. 62%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金算入されない項目 1. 23%	交際費等永久に損金算入されない項目 1. 99%
住民税均等割 0. 24%	住民税均等割 0. 36%
税額控除 △ 1. 57%	税額控除 △ 2. 12%
その他 △ 0. 24%	その他 0. 46%

税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.27%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.30%

(資産除去債務関係)

第39期(2023年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

- (1) 東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
(2) 大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

(1) 東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2) 大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	143,023千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	111千円
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	143,134千円

第40期(2024年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

- (1) 東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
(2) 大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

(1) 東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2) 大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	143,134千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	-
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	143,134千円

(収益認識関係)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	25,077,821	-	25,077,821
運用受託報酬	381,029	14,802	395,831
その他	1,619,709	-	1,619,709
合計	27,078,561	14,802	27,093,363

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項(重要な会計方針)の5. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	25,459,296	-	25,459,296
運用受託報酬	349,648	-	349,648
その他	1,297,238	-	1,297,238
合計	27,106,183	-	27,106,183

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項(重要な会計方針)の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	25,077,821千円	395,831千円	1,619,709千円	27,093,363千円

(2)地域ごとの情報

① 営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	25,459,296千円	349,648千円	1,297,238千円	27,106,183千円

(2)地域ごとの情報

① 営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引関係)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ピクテ アセット マネージメント ホールディング エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ 管理会社	直接100%	資金の提供 役員の兼任	借入金 の借入(注1)	2,400,000	関係会社 長期借入金	2,400,000
							利息の支払 (注2)	48,411	未払金	13,086

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用 会社	—	投資運用の委 託契約 投資運用に関 するサービスの 提供 管理に関する サービスの提供 役員の兼任	運用手数料 の支払(注3)	2,570,652	未払金	414,839
							配賦経費の 受取(注4)	350,844	未収収益	173,013
同一の 親会社 を持つ 会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国、 ロンドン	GBP45,000,000	資産運用 会社	—	投資運用の委 託契約 投資運用に関 するサービスの 提供 管理に関する サービスの提供	運用手数料 の支払(注3)	660,212	未払金	207,534
同一の 親会社 を持つ 会社	バンク ピクテ アンド シーエスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF90,000,000	銀行	—	管理に関する サービスの提供	配賦経費の 支払(注4)	525,716	未払金	133,319

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2)支払利息については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注3)運用手数料については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注4)配賦経費については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ピクテ アンド シー グループ エスシーエー(非上場)

ピクテ アセット マネージメント ホールディング エスエー(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ピクテ アセット マネージメント ホールディング エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ 管理会社	直接100%	資金の提供 役員の兼任	借入金 の借入(注1)	—	関係会社 長期借入金	2,400,000
							利息の支払 (注2)	57,706	未払金	13,086

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス、ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用会社	—	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 管理に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注3)	3,054,699	未払金	249,030
							預け金(注5)	356,061	関係会社未収入金	356,061
同一の親会社を持つ会社	バンク ピクテ アンド シーエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF90,000,000	銀行	—	管理に関するサービスの提供	配賦経費の支払(注4)	543,895	未払金	131,808

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2)支払利息については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注3)運用手数料については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注4)配賦経費については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注5)預け金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ピクテ アンド シー グループ エスエー(非上場)

ピクテ アセット マネージメント ホールディング エスエー(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第39期 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日		第40期 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	
1株当たり純資産額(注1)	5,677,237円19銭	1株当たり純資産額(注1)	5,960,964円84銭
1株当たり当期純利益(注2)	710,983円28銭	1株当たり当期純利益(注2)	464,838円76銭
損益計算書上当期純利益	1,111,266千円	損益計算書上当期純利益	726,542千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	1,111,266千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	726,542千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数	1,563株	期中平均株式数	1,563株
普通株式	800株	普通株式	800株
普通株式と同等の株式	763株	普通株式と同等の株式	763株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(注1)1株当たりの純資産額の計算方法

純資産額から優先株式にかかる資本金の額97,633千円を控除しております。

(注2)A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されていません。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
提出日前1年以内において、該当する事実はありません。
- (2)訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

<添 付>

投資信託約款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託証券に投資を行い、主に日本を含む世界各国の株式およびソブリン債券に投資することにより安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

次の投資信託証券を主要投資対象とします。

1. ルクセンブルグ籍外国証券投資信託

ピクテ・グローバル・セクション・ファンド ― 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型受益証券
(Pictet Global Selection Fund – Global Income Stock Fund P Distribution Units)

2. 内国証券投資信託(マザーファンド)

ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド受益証券

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主に日本を含む世界各国の株式およびソブリン債券に投資することにより安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資配分については、委託者が各資産の収益とそのリスク見通しを分析し適宜変更します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。また、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益の水準および基準価額の水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ピクテ・インカム・アルファ・ファンド(毎月分配型)
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は証券投資信託であり、ピクテ・ジャパン株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。))の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項および第22条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金107億6,884万3,290円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については107億6,884万3,290口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。))の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。))および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。))の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をする

ため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。))は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める1円または1口の整数倍の単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、ルクセンブルグの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、原則として受益権の取得申込みを受付けないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします。
- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権(イおよびハに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、主として次の投資信託証券および有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. ルクセンブルグ籍外国証券投資信託

ピクテ・グローバル・セクション・ファンド ― 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型受益証券
(Pictet Global Selection Fund – Global Income Stock Fund P Distribution Units)

2. 内国証券投資信託(マザーファンド)

ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド受益証券

3. 短期社債等

4. コマーシャル・ペーパー

5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2号の証券または証書の性質を有するもの

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱い、第20条、第26条から第28条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の額と組入投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する組入投資信託の時価総額に組入投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(予約為替の評価)

第21条 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(投資信託証券の登録の管理)

第23条 信託財産に属する外国投資信託証券については、受託者名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約、買戻しの請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の買戻し代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成19年8月10日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報その他法令により必要とされる書類等の作成、届出、交付、提供に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のためにを行い、支払金額の支弁を信託財産中から受取ることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前項において信託事務の処理等に要する諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ⑤ 第3項において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁します。
- ⑥ 第1項および第2項に定める信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託事務の処理等に要する諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等の総額)

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。)

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。)
- ④ 一部解約金(第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第39条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受託者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権

利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第38条 受託者は、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日および第36条第2項に規定する交付開始日までに、償還金については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第39条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める1口の整数倍の単位(別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、ルクセンブルグの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、第40条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用状況に係る情報の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年 6 月25日

委託者 ピクテ・ジャパン株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社